

調布市街路樹管理計画策定業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市街路樹管理計画策定業務委託

(2) 業務目的

市が管理する街路樹について、本業務とは別に委託を予定している「街路樹管理台帳整備委託」により整理される街路樹に関する数量，樹種等の調査データを参考に，市が行っている日常の維持管理方法等を整理する。さらに，街路樹の適切な維持管理を推進するため，日常の点検方法や点検頻度の具体的な方策，計画的・効率的な維持管理の考え方等を検討し，「調布市街路樹管理計画」として取りまとめることを目的とする。

なお，サクラについては，各地域の特性を生かしたサクラの適切な維持管理方法等について，地域住民と意見交換を行いながら検討し，サクラに関する管理方針として取りまとめることを目的とする。

(3) 業務範囲

本業務範囲は，市が管理している街路樹（約4,200本）とする。

(4) 業務体系

本業務は，関連する上位計画との整合を図るとともに，別途検討中の「(仮称) 調布市道路総合管理計画策定業務委託」の内容と整合を図ること。

また，本業務の検討に当たっては，調布市道路総合管理計画策定等推進委員のほか，街路樹管理計画に関連する市の各種計画に携わっている学識経験者に幅広く意見聴取をしながら進めるものとする。

(5) 業務内容

調布市街路樹管理計画の策定

ア 現状の整理

- (ア) 上位計画及び関連計画での位置づけ
- (イ) 街路樹に関する関係法令，役割の整理
- (ウ) 日常の維持管理方法等

イ 計画内容の検討

市における街路樹全体の維持管理の在り方，植栽基準，樹種選定，剪定基準等，維持管理に関する基本方針等の検討を行う。

ウ 街路樹管理計画に関する事例収集，体系整理

他自治体の事例を踏まえ，市の実状に則した維持管理方法を整理する。

エ サクラに関する管理方針の取りまとめ

(ア) 管理方針の検討

地域の特性を生かしたサクラの適切な維持管理方法等について、ワークショップ等の手法を活用し、地域ごとに検討する。

(イ) ワークショップ等の実施方法の検討及び運営補助

地域住民との意見交換を行うにあたり、ワークショップ等、効果的な市民参加手法の検討を行う。また、ワークショップ等にて使用する資料作成、参加者への説明、その他必要な補助を行う。

なお、ワークショップ等については、4地域程度を対象に3回程度実施を予定している。ワークショップ等を実施する前に、各地域におけるサクラの植樹状況、地勢など、概況を整理する。

(ロ) 管理方針の取りまとめ

(ア)、(イ)の内容を踏まえ、管理方針の取りまとめを行う。

オ 「調布市街路樹管理計画」(案)の取りまとめ

アからエの内容を踏まえ、「調布市街路樹管理計画」(案)として取りまとめる。

取りまとめに当たっては、市民参加(パブリック・コメント手続等)を見据えながら進める。

2 期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 予算

18,170,900円(税込)

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合

も含む)による措置を現に受けていないこと。

- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 代理人もしくは主任技術者の要件
業務に従事する代理人もしくは主任技術者のどちらかは、技術士の資格を有するものとする。
- (9) 業務担当者の要件
業務に従事する業務担当者のうち、少なくとも1人は「一般財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」の資格を有するもの」であること。
- (10) 国や地方自治体において、街路樹等の管理計画（サクラなど個別計画も含む。）の策定支援業務として、同種業務の受託実績を1件以上有すること。
- (11) 国や地方自治体において、行政計画を策定するに当たり、パブリック・コメント手続や市民アンケートとは別に、ワークショップ等による市民参加手法を活用した受託実績を1件以上有すること。

6 募集方法

(1) 募集案内

令和2年2月19日（水）から、市ホームページに掲載

(2) 申込方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は、令和2年3月4日（水）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課（市役所7階）へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

なお、実施要領及び様式1～5については、令和2年2月19日（水）から3月4日（水）正午まで市ホームページに掲載する。

書 類	部 数	備 考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2） 「5 参加資格(10)・(11)」における受託実績を記載	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3）	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部 副本8部	

(3) 参加資格の審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、令和2年3月6日（金）に審査結果を通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和2年3月10日（火）正午までに、書面にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者は、令和2年3月17日(火)正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 (様式自由・A4縦2ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	(5) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ、作成すること。
イ 企画提案書 (提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・A4縦8ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 業務スケジュール(様式自由)	正本1部 副本8部	会議等の具体的な実施予定を記載すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書(様式自由・A4縦左綴じ)	正本1部 副本8部	見積書は全体額を記載し、内訳書も添付すること。また、見積金額は見積限度額を超えないこと。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

(5) 企画提案書作成上の留意点

- ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。
- イ 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要 (4)・(5) 業務体系及び内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。
- ウ サクラの適切な維持管理方法等の検討において、地域住民と意見交換を実施するうえでの課題等、その解決に向けた提案を記載すること。また、意見交換の手法については、ワークショップ等、効果的な市民参加手法の提案を記載すること。
- エ 街路樹管理計画を策定するに当たって留意する項目、課題等を踏まえたうえで、提案を記載すること。

(6) 一次審査及び審査結果の通知

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、企画提案書等による一次審査を行う。当該審査を行った全事業者に対し、令和2年3月19日(木)に書面にて結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和2年3月24日(火)正午までに書面にて説明を求めることができるものとする。

(7) プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者(参加資格を満たすと判断された事業者が4者未

満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員) に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務受託時の担当者(代理人、主任技術者、担当技術者のうちのいずれか)が行うこととする。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーションを要約した資料(スライド等)の写しを正本1部、副本8部用意し、令和2年3月27日(金)正午までに都市整備部道路管理課へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

また、審査当日にパワーポイントを使用する場合は、令和2年3月27日(金)正午までに資料のデータを都市整備部道路管理課に提出すること。

(9) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和2年3月31日(火)に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和2年4月2日(木)正午までに書面にて説明を求めることができる。

(10) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書(様式5)にて、下記期限までに都市整備部道路管理課(douro@w2.city.chofu.tokyo.jp)へ電子メールで提出することとする。

ア 第1回締切

参加資格に関する質疑については、令和2年2月26日(水)正午を期限として受け付ける。回答は、令和2年2月27日(木)までに、随時、市のホームページに掲載する。

イ 第2回締切

参加資格審査結果に関する質疑については、令和2年3月10日(火)正午まで受け付ける。また、企画提案に関する質疑については、令和2年3月11日(水)正午まで受け付ける。参加資格審査結果に関する回答は、質問のあった事業者宛てにメール等にて回答し、企画提案に関する回答については、随時、市のホームページに掲載する。どちらの回答についても、令和2年3月12日(木)までに回答することとする。

7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「調布市街路樹管理計画策定業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)」を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査方法

委員会は、事業者の企画提案書及びプレゼンテーションなどにより、企画提案内容を総合的に評価する。

(3) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に、上位3事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当者（代理人、主任技術者、担当技術者のうちいずれか）が行うこととする。

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- a 事業者及び担当者（代理人、主任技術者、担当技術者）の同種業務の実績
- b 市民参加（特にワークショップ等）での実績
- c 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- d 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- e 知識・専門性
- f 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- g プレゼンテーション能力

エ 選定

- (ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下、「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。
- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 最低基準
別途定める最低基準に至らない評価の事業者は候補者として選定しないこととする。
- (カ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

カ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

令和2年3月31日(火)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について、令和2年4月2日(木)正午までに書面にて説明を求めることができる。

8 日程

令和2年2月17日(月) 第1回審査委員会

2月19日(水) 公示、ホームページへの掲載

2月26日(水) 参加資格に関する質問受付締切日(正午)

2月27日(木) 参加資格に関する質問回答日

3月 4日(水) 参加申し込み締切日(正午)

3月 6日(金) 参加資格審査結果通知

3月10日(火) 参加資格審査結果に対する質問受付締切日(正午)

3月11日(水) 企画提案に対する質問受付締切日(正午)

3月12日(木) 参加資格審査結果、企画提案に対する質問回答日

3月17日(火) 企画提案書締切日(必要書類提出期限)(正午)

3月19日(木) 一次審査結果通知(4事業者以上の応募の場合の書類審査)
及びプレゼンテーション審査開催通知

3月24日(火) 一次審査結果に対する質問締切日(正午)

3月25日(水) 一次審査結果に対する質問回答日

3月27日(金) プレゼンテーション審査資料提出日(正午)

3月30日(月) 第2回審査委員会開催(プレゼンテーション審査)

3月31日(火) 選定結果の通知

選定事業者と具体的な委託仕様書の内容協議

4月 2日(木) 審査結果に対する質問締切日(正午)

4月 3日(金) 審査結果に対する質問回答日

※ただし、各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

9 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名(社印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した参加辞退届を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

10 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページで公表する。ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

1.1 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」という。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

ウ 参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

エ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

オ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類等に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 本件は令和2年度予算が成立し、本件事業の予算措置がなされることを条件とする。予算措置がなされない場合は契約を締結しない。

1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 道路管理課維持管理係 担当：熊代・日向

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7405 FAX：042-481-6800（道路管理課維持管理係）

Email：douro@w2.city.chofu.tokyo.jp